一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第６項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

施 設 名 称　　十和田ごみ焼却施設
設 置 場 所　　青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3
設 置 者 名　　十和田地域広域事務組合　管理者　櫻田　百合子
問 合 せ 先　　十和田地域広域事務組合　事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

１．処分した一般廃棄物の種類及び各月ごとの数量

令和８年度　　（単位：ｔ）

一般廃棄物の種類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
可燃ごみ	1,509.91	2,822.04	2,765.7	2,621.8	2,718.46	2,668.28	2,820.92					

２．煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）及びその他測定に関する事項

（１）ダイオキシン類濃度
　　測定項目　排ガス中のダイオキシン類濃度　　測定回数 2 炉×1 回/年

令和８年度

項　　目	測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果 (ng-TEQ/m³N)	排出基準 (ng-TEQ/m³N)
1 号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	令和 8 年 7 月 29 日	令和 8 年 11 月 2 日	0.0065	5
2 号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	令和 8 年 7 月 30 日	令和 8 年 11 月 2 日	0.0095	5

（２）ばい煙測定

測定項目　　ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素

測定回数　　２炉×２回／年

令和８年度　　（測定を行った位置：煙突入口）

項　　目	単　位	分　析　結　果				参考基準
		１回目		２回目		
		１号炉	２号炉	１号炉	２号炉	
測定日	―	５月 15 日	５月 15 日	10 月 20 日	10 月 20 日	－
結果の得られた年月日	―	５月 27 日	５月 27 日	11 月４日	11 月４日	－
ガスの温度	℃	160	159	157	158	－
平均流速	m／sec	13	11	12	10	－
平均水分量	%	21	10	11	13	－
湿りガス量	m^3N/h	27,000	22,000	26,000	21,000	－
乾きガス量	m^3N/h	21,000	20,000	23,000	18,000	－
硫黄酸化物濃度	volppm	1.54	2.43	2.55	5.11	－
硫黄酸化物排出量	m^3N/h	0.032	0.049	0.057	0.093	※1
ばいじん濃度　実測値	$g／m^3N$	0.0185	0.0023	0.0002	0.0002	－
ばいじん濃度　12%換算値	$g／m^3N$	0.03	0.0038	0.00027	0.00034	0.25
塩化水素濃度　実測値	$mg／m^3N$	0	0	0	4.54	－
塩化水素濃度　12%換算値	$mg／m^3N$	0	0	0	7.85	700
窒素酸化物濃度　実測値	volppm	48	58	38	40	－
窒素酸化物濃度　12%換算値	volppm	79	96	52	68	250

※1　硫黄酸化物基準排出量（m^3N/h）：令和８年５月 15 日測定時の１号炉は 77 以下、２号炉は 75 以下

（３）焼却灰測定

測定項目　　熱灼減量　　測定回数　12 回/年

令和８年度

年月日	４月３日	５月８日	６月５日	７月３日	８月７日	９月４日
熱灼減量（W/W%）	6.80	5.12	8.14	5.58	5.51	7.09
年月日	10 月２日					
熱灼減量（W/W%）	7.68					

（４）ごみ質分析

分析項目　　種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量

分析回数　　４回／年

令和８年度

項目		単　位	分　析　結　果							
採取日		―	5月21日		8月27日		11月予定		2月予定	
結果を得られた年月日		―	6月4日		9月8日					
天候		―	曇り		曇り					
気温		℃	11		28					
			湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース
種類組成	紙、布類	Wt%	34.21	34.96	47.65	53.79				
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	Wt%	23.89	26.65	18.05	25.01				
	木、竹、わら類	Wt%	27.08	25.85	7.00	4.53				
	厨芥類	Wt%	6.04	1.82	16.75	6.23				
	不燃物類	Wt%	8.05	10.02	1.62	2.8				
	その他	Wt%	0.73	0.68	8.94	7.63				
単位体積重量		kg/㎥	148.1		157.5					
三成分	水分	Wt%	20.34		42.19					
	灰分	Wt%	9.88		7.21					
	可燃分	Wt%	69.78		50.60					
低位発熱量（実測値）		Kcal/kg	3,970		2,680					

３．冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

令和８年度

項　　目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	1号炉：令和8年12月予定
	2号炉：令和9年2月予定
排ガス処理設備にたい積したばいじん	1号炉：令和8年12月予定
	2号炉：令和9年2月予定

施 設 名 称　　五戸ごみ焼却施設
設 置 場 所　　青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
設 置 者 名　　十和田地域広域事務組合　管理者　櫻田　百合子
問 合 せ 先　　十和田地域広域事務組合　事務局施設係

五戸ごみ焼却施設は、広域化により施設を使用しなくなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、一般廃棄物処理施設休止の届け出をしています。

休止の年月日　　平成１５年３月７日

施 設 名 称　　十和田最終処分場
設 置 場 所　　青森県十和田市大字切田字西大沼平 1 番地 323
設 置 者 名　　十和田地域広域事務組合　管理者　櫻田　百合子
問 合 せ 先　　十和田地域広域事務組合　事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

１．埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

令和８年度　　（単位：ｔ）

一般廃棄物の種類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

２．最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和８年度　埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等

項　　目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和８年７月１日	異常なし	―	―

３．最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

令和８年度　浸出水処理設備の機能点検

点検を行った年月日	４月２日	５月６日	６月２日	７月１日	８月６日	９月２日	10月１日					
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					
異状を認めた場合の措置	―	―	―	―	―	―	―					

４．最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

令和８年度

項　　目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果（pg－TEQ/L）	基準（pg－TEQ/L）
放流水	処分場放流水マス	令和８年７月23日	令和８年11月２日	0.00052	（排出基準）10
上方地下水	処分場周辺井戸水	令和８年７月23日	令和８年11月２日	0.58	（環境基準）1
下方地下水	処分場南東端	令和８年７月23日	令和８年11月２日	0.016	（環境基準）1

５．廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定による次に掲げる事項

令和８年度

項目	算出年月日	残余容量（m^3）
残余埋立容量	令和９年３月予定	

施 設 名 称　　五戸第二最終処分場
設 置 場 所　　青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
設 置 者 名　　十和田地域広域事務組合　管理者　櫻田　百合子
問 合 せ 先　　十和田地域広域事務組合　事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

１．埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

令和８年度　　（単位：ｔ）

一般廃棄物の種類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
カレット	0	0	0	0	0	0	0					
焼却灰	0	0	0	0	0	0	0					
残渣	49.09	67.54	93.3	65.39	67.99	57.03	66.26					
不適物	0	0	0	0	0	0	0					
処理灰	0	0	0	0	0	0	0					

２．最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和８年度　埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等

点検を行った年月日	4月2日	5月6日	6月2日	7月14日	8月6日	9月2日	10月1日					
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					
異状を認めた場合の措置	―	―	―	―	―	―	―					

３．最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和８年度

点検を行った年月日	４月２日	５月６日	６月２日	７月 14 日	８月６日	９月２日	10 月１日					
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					
異状を認めた場合の措置	―	―	―	―	―	―	―					

４．最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

令和８年度　浸出水処理設備の機能点検

点検を行った年月日	４月２日	５月６日	６月２日	７月 14 日	８月６日	９月２日	10 月１日					
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					
異状を認めた場合の措置	―	―	―	―	―	―	―					

５．最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

令和８年度

項　　目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果（pg－TEQ/L）	基準（pg－TEQ/L）
放流水	水処理棟 1F　放流槽	令和８年７月 23 日	令和８年 11 月２日	0.000093	（排出基準）10
上方地下水	工場棟１Ｆ	令和８年７月 23 日	令和８年 11 月２日	0.014	（環境基準）1
下方地下水	処分場北東端	令和８年７月 23 日	令和８年 11 月２日	0.0028	（環境基準）1

６．廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定による次に掲げる事項

令和８年度

項目	算出 年月日	残余容量(㎥)
残余 埋立容量	令和９年 ３月予定	